

令和3年8月20日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長

徳島大学長

野地 澄晴

授業の実施等について（8月20日更新）

令和3年8月19日18時をもって、とくしまアラートが「特定警戒」に引き上げられたこと、及び新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）による感染拡大が継続していることから、令和3年8月18日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは全学「レベル3B」とします。

引き続き、徳島県では、9月12日までの「第5波・警戒強化期間」の対策を最大級に高め、「第5波・最大警戒期間」として警戒を呼びかけています。引き続き、県をまたいだ移動にあつては、慎重に判断いただき、特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域、あるいはデルタ株の感染が確認されている地域への移動は極力控えて頂くとともに、基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

※下記のうち下線部分は、令和3年8月18日付け通知からの変更箇所

学生及び保護者に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間等 当面の間

まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は、別紙を参照してください。

学生の移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、検温等の健康管理を行うよう指導してください。やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をとるよう強く指導してください。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保するよう指導してください。14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含まれます。

また、夏休み明けの対面授業を開始するまでに、徳島県内にて14日間の体調確認期間を設けることとしますので、対面授業の開始14日前までに徳島県に戻るよう指導してください。特に、

指定区域等からもどってきたあと 14 日間は、“集まらない”、“マスクなしでしゃべらない”、“体調不良時は早目の検査”を厳守するよう指導してください。

ただし、通学に伴う県をまたぐ移動については、14 日間の自宅待機は不要とします。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う対象期間 令和3年8月21日(土)～当面の間

BCPレベル 3B:全学

1. 授業等について

(1) 授業等は、下記のとおり実施してください。

自宅での遠隔授業等の受講のみとします。

ただし、対面授業及び学位取得のための研究等は、**学長が承認したもの**(卒業・国家試験に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。)のみ、十分な感染防止対策を徹底した上で実施することができます。

また、夏休み明けの第1回目の授業等については、原則、遠隔授業等で実施してください。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種の有無によって、授業実施可否及び授業への出席可否等の制限を行うことは原則としてしないでください。

各学部等においては、学生の安心・安全を最優先に考え、感染防止に配慮いただくよう、重ねてお願いします。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配信、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室で行う一般的な授業(定期試験を含む)のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※自宅等に遠隔授業等の受信環境が十分でない学生には、代替措置を行ってください。

※自宅等から遠隔授業等を実施する場合の学生との連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を活用してください。

※教員(非常勤講師を含む。)が、自宅等で遠隔授業等を行う場合は、労働時間、休暇等に関する規則第6条に定める事業場外勤務として取り扱います。(「事業場外勤務届」の提出は不要です。)

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等(定期試験を含む)に出席できない学生については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにすること。

2. 学生の学内への立入について

許可された対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行うための立入を除き、**原則、禁止**とします。

3. その他、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日
新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

(本件に関する連絡先)

学務部教育支援課教務・情報係（担当：小倉・安友）

TEL 088-656-7095・7683（内線(常三島：82)7095・7150)

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

別紙

まん延防止等重点措置の指定区域及び緊急事態宣言の対象地域（令和3年8月20日現在）

○まん延防止等重点措置の指定区域（9/12（日）まで）

（指定区域の最新情報は各道県のホームページで確認してください。）

北海道、石川県

【8月8日（日）から】

福島県、愛知県、滋賀県、熊本県

【8月20日（金）から】

宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県

○緊急事態宣言の対象地域（9/12（日）まで）

東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

【8月20日（金）から】

茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

令和3年8月20日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長
野地 澄 晴

授業実施・学生生活及び課外活動について（8月20日更新）

令和3年8月19日18時をもって、とくしまアラートが「特定警戒」に引き上げられたこと、及び新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）による感染拡大が継続していることから、令和3年8月18日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは全学「レベル3B」とします。

徳島県では、9月12日までの「第5波・警戒強化期間」の対策を最大級に高め、「第5波・最大警戒期間」として警戒を呼びかけています。引き続き、県をまたいだ移動にあつては、慎重に判断いただき、特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域、あるいはデルタ株の感染が確認されている地域への移動は極力控えて頂くとともに、基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間等 当面の間

まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は、別紙を参照してください。

県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策を強く求めます。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保してください。なお、14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含まれます。

また、**夏休み明けの対面授業を開始するまでに、徳島県内にて14日間の体調確認期間を設けることとします**ので、対面授業の開始14日前までに徳島県に戻るようにしてください。特に、指定区域等から帰ってきたあと14日間は、“集まらない”、“マスクなしでしゃべらない”、“体調不良時は早目の検査”を厳守してください。

ただし、通学に伴う県をまたぐ移動については、14日間の自宅待機は不要とします。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う期間 **令和3年8月21日(土)～当面の間**
BCPレベル **3B:全学**

1. 授業等について

(1) 授業等は、下記のとおり行います。

自宅での遠隔授業等の受講のみとします。ただし、対面授業又は学位取得のための研究等は、卒業又は国家試験取得要件に関するもの若しくは学位取得のための研究等で延期不可能なものに限り、十分な感染防止対策を講じた上で例外的に実施される場合があります。

また、夏休み明けの第1回目の授業等は、原則、遠隔授業等で実施します。

なお、新型コロナワクチン接種の有無によって、授業実施可否及び授業への出席可否等の制限が行われることは原則としてありません。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※自宅等に遠隔授業等の受信環境が十分でない学生には、代替措置を行います。

(2) **体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生**については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、**各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）等、各学部等の指示に従って連絡**してください。

2. 授業実施、課外活動及び生活上の注意事項について

(1) 屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用し、**大声での会話や飲食をしながらの会話は避ける**とともに、日常時も必要以上の会話は控えてください。

(2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。

(3) **授業終了後は、学内に留まらず帰宅**し、自宅で事前・事後学修を行ってください。

(4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。

(5) **手指の消毒や咳エチケットの励行**により、感染予防を徹底してください。

(6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、随時確認するようお願いいたします。

(7) **体調不良や保健所や医療機関の指示でPCR検査を受ける場合**、親しい友人や同居する家族が濃厚接触者になった場合、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合などは、プライバシーの保護には十

分配慮しますので、**必ず各学部学務担当係へ連絡**するとともに、「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。

(8) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(9) 「5つの場面」（詳細は参考資料参照）は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、**集団行動**（特に**食事、飲み会、カラオケ、ドライブ**など）は、引き続き、**自粛**してください。

(10) 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。

(11) 海外渡航について、私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ、体調確認を行っていただくことになります。

3. 学内への立入について

許可された対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行うための立入を除き、**原則、禁止**とします。

4. 課外活動上の注意について（公式・非公式の別は問わない。）

(1) 課外活動

課外活動は、全面禁止とします。

(2) 課外活動関連のイベント等

イベント等は、全面禁止とします。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

屋内・屋外を問わず、全面禁止とします。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）の使用については、**全面禁止**とします。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、引き続き行いません。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合がありますので注意してください。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること) (常三島キャンパス)	教養教育係	088-656-7308
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		
医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7086、7287

【「学生金庫」に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日
新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

別紙

まん延防止等重点措置の指定区域及び緊急事態宣言の対象地域（令和3年8月20日現在）

○まん延防止等重点措置の指定区域（9/12（日）まで）

（指定区域の最新情報は各道県のホームページで確認してください。）

北海道、石川県

【8月8日（日）から】

福島県、愛知県、滋賀県、熊本県

【8月20日（金）から】

宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県

○緊急事態宣言の対象地域（9/12（日）まで）

東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

【8月20日（金）から】

茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）

